

平成24年度

事業計画

平成24年3月

一般社団法人 日本鉄鋼連盟

目 次

	頁
I 平成 24 年度の重点課題	1
1. 日本経済再生に向けた緊急課題への対応	1
2. 地球温暖化問題への的確な対応及び国際連携を含めた積極的な展開	3
3. アジアにおける通商問題対応・情報収集体制強化に係る取組み	5
4. 企業経営基盤の条件整備に向けた取組み	6
5. 鉄鋼原料の安定確保に向けた業界横断的な取り組みの積極的推進	6
6. 災害に強く環境に優しい社会基盤づくりに寄与する市場開拓活動の推進 ..	7
7. 資源の有効利用と循環型社会構築に向けた活動の推進	7
8. 安全水準向上に向けた取組み	8
9. 鉄鋼業の社会的認知度アップを目的とした活動	8
10. 重要な標準化の推進	9
11. 日本鉄鋼連盟の運営に係わる諸課題への対応	10
II 平成 24 年度の主要業務	11
1. 日本経済再生に向けた緊急課題への対応	11
2. 環境・エネルギー・技術関係	12
3. 国内外の鉄鋼需給動向調査関係	18
4. 通商問題、国際協力関係	19
5. 法規・財務関係	21
6. 鉄鋼原料の安定確保に向けた環境整備関係	21
7. 物流関係	22
8. 市場開発関係	23
9. 特殊鋼関係	26
10. 労働関係	27
11. I E・J K関係（プロジェクト事業）	28
12. 統計関係	29
13. 電子商取引関係	30
14. 情報管理関係	30
15. 広報関係	31
16. 標準化センター	33
17. 日本鉄鋼連盟の運営に係わる諸課題への対応	34
18. 地区関連データの整備	34
19. その他	34

I 平成 24 年度の重点課題

わが国企業は、震災による甚大な人的・物的被害、デフレの継続、行き過ぎた円高、電力不足、高い法人税、経済連携協定推進の遅れ等の成長阻害要因に直面している。

こうした諸課題に対処し、日本経済を建て直すために、エネルギー政策の再構築や円高・空洞化対策に早急に取り組む必要があるとともに、日本経済の持続的な成長を実現するために、財政再建や新成長戦略を今こそ着実に実行していくことが求められている。

平成 24 年度は、「大震災からの教訓を活かした提案活動の積極展開」、「喫緊の電力問題とエネルギー・地球環境政策の再構築に向けた取組み」、「適切なる経済運営、新成長戦略実現に向けた取組み」の 3 項目を日本経済再生のための緊急取組課題として位置付け、円滑な事業活動の阻害要因の一刻も早い解消・軽減に向けた取組みを推進する。

また、地球温暖化問題や環境・エネルギー施策への的確な対応、アジアにおける通商問題への対応、鉄鋼原料の安定確保、安全水準向上に向けた対応等についても積極的に取り組む。

1. 日本経済再生に向けた緊急課題への対応

(1) 大震災からの教訓を活かした提案活動の積極展開

- ・ 東日本大震災後、被災地の復旧・復興に向け鉄鋼業界が有する防災、減災対策に有効な技術・工法について行政等への提案活動を実施したが、平成 24 年度においても当該提案活動を継続する。
- ・ 東海・東南海・南海地震等の大規模な地震の発生が予測される中で、各種社会基盤の老朽化が懸念されており、災害に強い国土づくり・社会基盤整備に貢献するため、防災・減災、津波・液状化対策等に有効で環境に優しい鋼構造の技術・工法について、提案活動を全国的に展開する。

(2) 喫緊の電力問題とエネルギー・地球温暖化対策の再構築に向けた取組み

- ・ 東日本大震災の影響により、原子力発電の再稼働の見通しが不透明な中、東京電力の自由化部門の料金値上げが発表されるなど、電力問題は極めて深刻化している。電力の安定供給の確保と料金引き上げによる影響の緩和は、企業の国際的な立地競争力を確保するための最優先の課題であり、他の団体とも連携しつつ、政府等関係各機関に早急な対応を求めていく。
- ・ 短期的には、徹底的な安全確認を最優先しつつ、地元の理解を得たうえで、原子力発電の再稼働を含めた電力需給対策を早急に進めるよう政府及び関係機関に働きかけていく。
- ・ 本年夏を目途に検討が進められているエネルギー政策の抜本的な見直しにあたっては、エネルギーの最適な組合せについて、わが国産業にとって低廉且つ安定的な電力供給の確保が不可欠であることを十分に踏まえた政策の構築が図られるよう、関係方面への理解活動を展開していく。
- ・ 地球温暖化対策については、エネルギー政策の抜本的な見直しと表裏一体のものとして見直されるよう、政府関係審議会等の動向を注視し、的確な意見発信を行う。とりわけ、中期削減目標（2020年で1990年比25%削減）については、見直しの過程で国際的公平性・実現可能性・国民負担の妥当性の観点から、透明で開かれた国民的議論が行われるよう、関係団体とも連携し世論形成を図りつつ、政府等に対し働き掛けを積極的に行う。

(3) 適切なる経済運営、産業支援策拡充に向けた取組み

- ・ わが国経済は、「デフレからの脱却」、「財政の健全化」、「持続可能な社会保障制度の確立」といった構造問題の解決に向けて、「社会保障・税の一体改革」に取り組むとともに、「新成長戦略」の着実な実行を図る等、「経済再生」に向けた動きを確実なものとするべき緊要な時期にある。かかる認識の下、企業がその活力を最大限に引き出し得る環境を整えるべく、他の団体とも連携して、積極的に、各種政策提言を行う。
- ・ とりわけわが国製造業については、近年、競争基盤の劣化が懸念されてお

り、平成 23 年度に行なった主要国の産業支援策の調査結果を踏まえ、設備投資、研究・技術開発、人材育成等の各分野において、税制面等による支援策を抜本的に拡充すべく、他団体とも連携し、関係方面へ強力に訴えていく。あわせて、企業の活力を阻害する不合理な諸規制についても、競争基盤強化の観点から、その規制の緩和に向け、経団連等とも連携し、関係方面へ積極的に働きかけを行う。

- ・ 国際競争環境のイコール・フッティング確保のため、高いレベルでの経済連携の促進が急務となっている。アジアの成長を取り込み、わが国経済の持続的成長戦略の一環として不可欠である TPP や日中韓 FTA の推進に向けて、政府の取組みに積極的に協力していく。

2. 地球温暖化問題への的確な対応及び国際連携を含めた積極的な展開

(1) 実効性のある国際枠組み構築に向けた取組み

- ・ ポスト京都議定書に係る国際交渉については、「ダーバンプラットフォーム特別作業部会」が立ち上がり、新たな国際枠組みに向けた議論がスタートすることから、引き続き全ての主要排出国が参加する公平かつ実効性のある国際枠組の構築が図られるよう、政府、関係機関、他団体等とも連携を図り、機動的に対応する。

(2) 国内の温暖化対策の諸施策への対応と世論形成に向けた取組み

- ・ 「再生可能エネルギーの全量固定価格買取制度」については、電炉業を中心とした電力多消費産業に対して、特別措置法に規定される賦課金の軽減措置が柔軟に運用され、適切な負担軽減措置が図られるとともに、必要に応じて、本制度の見直しが行われるよう、政府に対して積極的に働きかけを行う。
- ・ ピーク対策を評価する仕組みの導入や民生部門を中心とした一層の省エネ推進を図る省エネ法改正については、産業界の立場からみても合理的なものとなるよう適宜政府に意見具申していく。

- ・ 地球温暖化問題の多様かつ適切な方向性を示すための情報収集や関連情報の提供活動を行い、地球温暖化に関する有識者の論考等を活用して、問題解決の正しい方向性に向けた世論形成を行う。

(3) 自主行動計画達成に向けた取組み

- ・ 自主行動計画（2008 年～2012 年）の確実な目標達成に向けて、自らの省エネ努力によるエコプロセスを確実に推進するとともに、エコプロダクトやエコソリューションによる貢献を積極的にアピールしていく。
- ・ 2013 年以降の地球温暖化対策については、経団連が提唱し、産業界が実施する「低炭素社会実行計画」が政府の温暖化対策の柱として位置づけられるよう、世論への理解促進活動を行うとともに関係各方面に働きかけを行っていく。また、地球規模での温暖化対策への貢献が定性的、定量的に評価される仕組みづくりに向けて、政府ならびに経団連等に働きかけていく。

(4) 国際連携の推進

- ・ 国内外の関係諸機関と連携して、GSEP(Global Superior Energy Performance Partnership:エネルギー効率に関するグローバルパートナーシップ)や worldsteel 等における環境・省エネに関する海外技術協力を積極的に推進する。特に、政府が進める二国間オフセットメカニズムに対しては、積極的に政府と連携・協力を行い、実現を図る。
- ・ 鉄鋼 CO2 排出量・原単位計算方法に関する ISO 化について、平成 24 年度中の IS（国際規格）発行を目指して関係各国への理解活動を積極的に推進していく。
- ・ worldsteel が開発した、高炉法・電炉法を区別せず、スクラップに対しても環境負荷を賦課する「end of life recycling」を基本とした最新の環境負荷算出方法について、広範な周知に努めるとともに、同手法に基づく鋼材 LCI データの試算を実施し、鉄鋼材料の優位性を発信する。

(5) 革新的技術開発の推進

- ・ 地球温暖化問題をブレークスルーするうえで重要な技術開発の一つである革新的製鉄プロセス（COURSE50）について、パイロットプラントによる高炉ガスを用いたCO₂の分離・回収技術の検証を引き続き進めるほか、平成24年4月から6月にかけて、試験高炉による水素還元に関する試験を欧州で実施し、ラボ実験で得られた還元効率向上効果等の研究成果について評価を行う。また、本プロジェクトの進捗状況等について、メディア等へのPRを積極的に展開する。

3. アジアにおける通商問題対応・情報収集体制強化に係る取組み

(1) 健全な自由貿易体制の確立に向けた取組み

- ・ 現下の通商課題について、日本政府と連携の下、事態の改善に向けた取組みを継続するとともに、二国間鉄鋼対話等を通じ、相手国との更なる相互理解の促進に努め、健全な自由貿易体制の確立に向けて積極的な活動を展開していく。

(2) 海外鉄鋼需給動向調査におけるアジア地域の重点化

- ・ 主要国の経済および鉄鋼需給情勢、鉄鋼貿易動向、設備増強計画、鉄鋼政策等に関する情報を収集・分析し、アジア地域を中心に幅広くフォローする。

(3) アジアにおける鉄連事業推進のあり方についての検討

- ・ 平成23年度に実施したアジア対応強化に係るニーズ並びに事業推進の方向性調査の結果を踏まえ、海外情報提供と通商問題対応の双方について、積極的な事業展開を行う。
- ・ 具体的には、海外情報提供に関しては、会員の要望を踏まえ、アジアを中心とした情報提供内容の充実化及び会員サイトの拡充により、会員が通商関連情報を含めた多岐に亘る海外鉄鋼関連情報をワンストップで容易に入手できるよう利便性の向上を図る。

- ・ また、アジアでの通商問題対応については、海外の鉄鋼団体等との交流促進に努めるほか、会員各社のニーズや鉄連の活動に対する評価を踏まえつつ、中・長期的視点から、アジア事務所設立の必要性を含め、具体的対応策に関する検討を継続する。

(4) わが国向け不公正輸出への対応

- ・ 足下の鋼材輸入比率は 11%弱程度まで上昇している状況を踏まえ、輸入状況のより精緻な把握に努め、不公正な貿易への対応が必要となった場合には、迅速な対応がとれるよう、実務的研究を進める。

4. 企業経営基盤の条件整備に向けた取組み

- ・ 平成 25 年度税制改正において、生産活動を最大限発揮できる環境の整備に向けて、法人実効税率の主要国並みへの引き下げ及び固定資産税のあり方、租税特別措置等の法人税制の適正な改正について、意見発信、要望活動を行う。

5. 鉄鋼原料の安定確保に向けた業界横断的な取り組みの積極的推進

- ・ 従来より実施している原料安定確保に向けた要望活動を継続し、石油天然ガス・金属鉱物資源機構（JOGMEC）等公的金融機関における原料権益確保のための各種制度の改善を働きかける。
- ・ 調達価格の大きな変動を招く要因となり得る鉄鉱石先物市場の国際的動向について、状況変化に応じた更なる実態調査を行い、先物市場の弊害等機会を捉え関係者の理解を得るべく、意見発信を行う。
- ・ 平成 23 年 5 月に選定された鉄鉱石（木更津、水島・福山の 2 港）を含む国際バルク戦略港湾の早期実現に向けた具体的制度設計や予算措置に関し、港湾管理者としての自治体及び関係業界と連携して政府等への働きかけを強めていく。
- ・ 国際海事機関（IMO）において、鉄鉱粉を液状化貨物として取扱うこ

とについての審議が行われていることから、鉄鉱石輸送への影響を最小限に抑えるべく、平成 24 年の I M O での審議に向けて所要の評価法の研究開発を実施し、I M O へ意見発信・提案を行う。

6. 災害に強く環境に優しい社会基盤づくりに寄与する市場開拓活動の推進

(1) 安全・安心な社会基盤づくりに資する研究活動の実施

- ・ 長周期地震動・津波対策等の新たな技術的課題の研究に取り組む。建築分野では、「長周期地震動」に対しても安全性を確保する部材・接合部の設計ガイドラインの策定、土木分野では、設計以上の外力が作用しても防波堤等の一定機能が維持できるようにするための「粘り強い構造」技術の確立、などの研究を実施する。
- ・ 政府が進める津波防災地域づくりに対応して、「津波避難ビル等ガイドライン」改訂に当たり、鋼構造の設計例作成に協力するとともに、同ガイドラインの手引きを鉄連として独自に作成する等、鋼構造の普及に向けた基準化・法制化への取り組みを強化する。

(2) アジア諸国における鋼構造普及に向けた活動の展開

- ・ 昨今の経済発展、EPA の進展等による大きな状況変化を踏まえ、カンボジア・タイ等について現地調査を進め、高品質・高性能な日本製鋼材やその利用技術の普及に向けた活動方を検討する。また、海外向け広報誌の誌面刷新を含む更なる充実化を図るなど、PR 活動を推進する。

7. 資源の有効利用と循環型社会構築に向けた活動の推進

(1) スラグ利用拡大と最終処分量削減に向けた活動

- ・ 鉄鋼スラグについては、将来に亘る安定した需要の創出と利用促進が図れるよう、海域利用など新規の需要開拓を目指した技術開発や公的認知活動に引き続き取り組むとともに、高炉スラグの海外での活用拡大等、資源の利用促進を図るための法運用のあり方に関して、関係省庁に積極的に働きか

けを行う

- ・ 平成 23 年度から始まった第 2 次環境自主行動計画〔循環型社会形成編〕鉄鋼副産物（スラグ、ダスト、スラッジ）の 2 年目に当たり、所内リサイクル等再資源化に向けた取組みを一層推進し、最終処分量の削減に向け努力する。

(2) 廃プラスチック等の有効活用に資する活動

- ・ 平成 25 年度の容器包装リサイクル法の改正に向けて、関係当局に対し鉄鋼業のケミカルリサイクルへの正当な評価を求めるとともに、公平な入札制度の導入を目指して働きかけを行う。また、引き続き関係先に対して、廃プラスチック等の集荷体制の構築並びに循環型社会の構築へ向けた制度整備に関し提言を行う。

8. 安全水準向上に向けた取組み

(1) 安全水準の向上に向けた諸活動の強化

- ・ 平成 23 年度において重大災害が頻発した事態の対応策を検討し、実施する。その一環として、協力会社による非定常作業での災害や、「墜落・転落」に起因する災害が多発したことを受けて、平成 19 年に取りまとめた重大災害防止対策や、元方・下請間の連絡調整や非定常作業における安全対策に係る指針等に基づいた対策の徹底・強化を図る。
- ・ また、新規若年労働者の災害防止に向けて、コミュニケーション力や危険感受性予知力の向上に主眼を置いた新たな教育プログラムの開発等を推進する。

9. 鉄鋼業の社会的認知度アップを目的とした活動

(1) ものづくり教育活動における地域の教育組織との連携強化の推進

- ・ 全国及び各地区の小学校社会科・理科の研究組織との関係を維持・発展させ、研究大会などの機会を捉えて PR 活動を実施し、鉄鋼業に関する小学

生用社会科・理科副教材の利用先の拡大を図る

- ・ また、理科実験教室「鉄の不思議教室」、科学技術館の鉄鋼展示ブース「鉄の丸公園 1 丁目」で実施されるワークショップ（実験・工作）の更なる充実化を図り、将来を担う小学生にもものづくりの楽しさと素材としての鉄の面白さを伝える。

(2) 優秀な人材確保活動

- ・ 平成 26 年卒業予定の大学生・大学院生を対象とした鉄鋼業界の P R 活動（鉄鋼業界特集ウェブサイト、業界紹介ポスター）の内容をより費用対効果の高いものに見直し、鉄鋼業への就職を志向する学生の増加を図り、会員会社の新卒採用活動の補完機能の向上を図る。

10. 重要な標準化の推進

(1) 標準化

- ・ 製造者及びユーザーの要求に基づき鉄鉱石、鋼材、試験検査、取引などの幅広い規格化活動を迅速に実施する。主要なものは以下の通り。
 - ① 新 JIS 規格「溶融亜鉛－アルミニウム－マグネシウム合金めっき鋼板」の制定
 - ② 新鋼種でエネルギー関連製品の 7%Ni 鋼の JIS 規格「低温圧力容器用ニッケル鋼板」への追加改正
 - ③ アジア各国規格への対応として、JIS 規格の「ぶりき鋼板」関連 3 規格の ISO 規格化。

(2) 国際標準化会議対応

- ・ 日本が幹事国（議長・幹事）を務める ISO/TC102(鉄鉱石及び還元鉄)総会を南アフリカで、ISO/TC17(鋼)総会を韓国で、ISO/TC9（ぶりき）をドイツで各々開催する。

11. 日本鉄鋼連盟の運営に係わる諸課題への対応

(1) 会員・会費制度の見直し

- ・ 平成 23 年度に実施した現行の会員・会費制度における問題点等についての検証結果を踏まえ、新制度の成案作りに取り組む。

(2) 鉄連事務局におけるコンプライアンス管理体制の強化

- ・ コンプライアンス体制整備検討WGにおいて取りまとめを行う「競争法コンプライアンス規程」に基づき、諸活動が適正に実施・遂行されるよう、法務教育等を通じて事務局職員への周知徹底を図り、競争法遵守の強化・徹底を図る。
- ・ 事務局における業務の適正を確保するため、関連法規遵守の徹底化に向けて、内部統制機能の一層の強化に努める。

Ⅱ 平成 24 年度の主要業務

1. 日本経済再生に向けた緊急課題への対応

わが国企業が直面している、震災による甚大な人的・物的被害、デフレの進行、行き過ぎた円高、電力不足、高い法人税、経済連携協定推進の遅れ、といった円滑な事業活動の阻害要因の一刻も早い解消・軽減に向けて、以下の項目について、喫緊かつ最重点の事業として取り組んでいく。

(1) 災害に強い国土構造への再構築への対応のための提案活動

- ・被災地の復旧・復興に向けた提案活動を 23 年度実施したが、鋼構造が活用されるよう行政等への提案活動に継続して取り組む。
- ・南海・東南海・南海地震等の大規模な地震の発生が予測される中で、全国各地域における「災害に強い社会資本整備」に貢献すべく、鉄鋼業界が有する防災、減災に対応し、環境性能にも優れた高機能鋼材並びに鋼構造の技術・工法を活用した提案・普及活動を推進する。
- ・橋梁、港湾構造物、建築の各分野において、老朽化が進む社会基盤ストックの更新に合わせて「新構造システム建築物」の普及等、鉄化推進を進める。

(2) 喫緊の電力問題とエネルギー・地球温暖化対策の抜本見直しへの対応

- ・喫緊の電力問題については、安全確認を最優先しつつ、地元の理解を得た上で、「原発の再稼働」を含めた電力需給対策を早急に進めるとともに、料金引き上げによる影響の緩和について政府に積極的な働きかけを行っていく。
- ・短期的には、徹底的な安全確認を最優先しつつ、地元の理解を得たうえで、原子力発電の再稼働を含めた電力需給対策を早急に進めるよう政府及び関係機関に働きかけていく。
- ・エネルギー政策の抜本的な見直しに際しては、「低廉で安定的な電力供給」がわが国産業にとって不可欠であることを十分に踏まえたエネルギーの最適な組合せ（ベストミックス）が図られるよう、政府に積極的な働きかけを行っていく。
- ・地球温暖化対策については、エネルギー政策の見直しと表裏一体のものとして見直されるよう、政府等に的確な意見発信を行う。特に、中期削減目標（2020 年で 1990 年比 25%削減）については、国際的公平性・実現可能性・国民負担の妥当性の観点から、透明で開かれた国民的議論を経て見直しが行われるよう、関係団体とも連携しながら、世論形成を図り、政府等に積極的な働きかけを行う。

(3) 適切なる経済運営、新成長戦略実現に関する取組み

- ・わが国は、現在、将来に向けて、デフレからの脱却、財政の健全化、持続可能な社会保障

制度の確立といった諸課題に解決の道筋を付けて、新成長戦略の実現等経済再生に向けた果敢な対応を迫られている。経済成長の推進力であるわが国企業の経営基盤を強化し企業活力を十分に発揮し得る環境の整備に向けて、他団体とも連携しつつ、的確な情報発信や提言を行う。

- ・とりわけ競争基盤の劣化が懸念される製造業について、平成 23 年度に行った、近隣諸国・主要国における設備投資、研究開発、人材育成などの分野における産業支援施策に関する調査結果を踏まえ、平成 24 年度においては、わが国の産業基盤の強化を図るべく、政策面でのイコールフットイングを目指した提言を行い、他団体とも連携しつつ、その実現に向け、強力に働きかけを行う。あわせて、不合理な諸規制についても、経団連等と連携し、スピード感のある緩和実現に向けて、積極的な働きかけを行う。
- ・経済のグローバル化の進展に伴い、経済連携の推進は企業の国際競争力を確保するうえで必要な条件となっていることから、TPP 交渉への参画や日中韓 FTA 推進等に向けた政府の取組みを積極的に支援する。
- ・二国間 EPA に関する情報把握に努め、自由度が高く利用し易い協定となるよう、政府に働きかけを行うとともに、既存の EPA についても、締結後の一般見直しにおいて改善要望等を政府に具申し、より利用し易いものとするよう努める。

2. 環境・エネルギー・技術関係

平成 24 年度は、喫緊且つ最重要課題である上記 1. (2) に掲げた「喫緊の電力問題とエネルギー・地球温暖化対策の抜本見直し」について、政府等に積極的な働きかけを行う。

加えて、地球温暖化及びエネルギー問題について、①実効性のある国際枠組み構築に向けた取組み、②国内の温暖化対策の諸施策への対応と世論形成に向けた取組み、③自主行動計画達成に向けた取組み、④国際連携の推進、⑤革新的技術開発の推進の 5 つを柱とし、事業を推進する。

また、資源循環型社会構築に向けた対応として、鉄鋼スラグの一層の利用拡大に向けて、海域利用など新規の需要開拓を目指すとともに、副産物の利用促進のための法制度のあり方等について、関係省庁に官民による検討の場を設けるよう働きかけを行う。併せて、平成 25 年度に予定されている容器包装リサイクル法の改正に向けて、材料リサイクルを優先する入札制度の抜本的な改正や総収集量の増加という課題解決のためにも、公平な入札制度の導入を目指して関係当局に働きかけを行う。

環境保全関係に関しては、自主的取組みを中心に、適切かつ着実な対応をより一層強め、一方で、新たに検討が進められている国内外の各種規制に関しても引き続き関係省庁の動向および情報収集を図るとともに、関連業界と連携し合理的な規制・運用内容となるよう関係方面に意見具申を行うなどの的確な対応を図る。

(1) 地球温暖化対策・エネルギー関係

① 実効性のある国際枠組み構築に向けた取組み

- ・ポスト京都議定書に係る交渉については、「ダーバンプラットフォーム特別作業部会」が立ち上がり、新たな国際枠組みに向けた議論がスタートすることから、引き続き、全ての主要国が参加する公平かつ実効性のある国際枠組みの構築が図られるよう、関係団体等とも連携して共同提言を取りまとめる等、政府等に働き掛けを行うとともに、必要に応じて、共同記者会見、意見広告の実施等、メディアを通じて世論形成を図る。

② 国内の温暖化対策の諸施策への対応と世論形成に向けた取組み

- ・ピーク対策を評価する仕組みの導入や民生部門を中心とした一層の省エネ推進を図る省エネ法改正については、産業界の立場からみても合理的なものとなるよう、適宜、政府に意見具申していく。
- ・「再生可能エネルギーの全量固定価格買取制度」については、再生可能エネルギー特別措置法に基づく賦課金の軽減措置において、電炉業を中心とした電力多消費産業に対して、柔軟な運用が図られるよう、政府に対して積極的に働き掛けを行う。また、エネルギー基本計画が変更された場合には、変更後の計画の内容を踏まえ、速やかに制度の在り方について検討を加え、必要な措置を講じられるよう政府に対し働き掛けを行う。
- ・「地球温暖化対策税」、「国内排出量取引制度」の取り扱いについても、企業の国際競争力や雇用の喪失等に繋がらないよう、関係方面への働き掛けを強化する。
- ・地球温暖化問題解決の多様かつ適切な方向性を示すための情報収集や関連情報の提供活動を行い、地球温暖化対策に関する有識者の論考等を活用して、問題解決の正しい方向性に向けた世論形成を行う。

③ 自主行動計画達成に向けた取組み

- ・第一約束期間の最終年度に当たることから、自主行動計画の確実な目標達成に向けて、的確なフォローアップを実施するとともに、自らの省エネ努力によるエコプロセスの確実な推進のみならず、高機能鋼材による最終製品の機能向上を通じた使用段階でのCO₂排出削減への貢献（エコプロダクト）や海外への省エネ技術の移転・普及における貢献（エコソリューション）を広く社会に訴え、自主的な取組みこそが実効性があることを主張して行く。
- ・また、平成25年以降の地球温暖化対策については、今夏に向けたエネルギー政策の抜本的見直しの中で、経団連が提唱し、産業界が実施する「低炭素社会実行計画」が政府の地球温暖化対策の柱として位置づけられるよう、関係方面に理解活動を積極的に行う。また、国際枠組みとの関係において、産業界の自主的な取組みを後押しすることで、国内外でわが国産業の技術力が十分発揮され、省エネ技術の移転や省エネ型製品の普及といった様々な取組みが適切に評価されるような制度の構築が図られるよう、関係各方面に働き掛けを行う。

④ 国際連携の推進

- ・ 環境・省エネに関する海外技術協力の推進を図るために、日中連携事業、GSEP 鉄鋼ワーキンググループ並びに worldsteel、IEA の場等を通じて、各国・地域の地球温暖化問題に対する考え方や問題点等について、最新情報の収集及び緻密な分析を行うとともに、国際関係機関、各国の鉄鋼団体・企業との連携強化を図り、鉄鋼業の地球規模での温暖化対策に貢献していく。
- ・ 日本の優れた省エネ技術の海外普及による地球規模での温暖化対策への貢献に繋がる二国間オフセットメカニズムの具現化に向けて、引き続き関係省庁や各団体とも連携を図りつつ、必要な対応を実施していく。
- ・ 鉄鋼 CO2 排出量・原単位計算方法に関する ISO 化について、平成 24 年度中に投票が行われる DIS (Draft International Standard)、FDIS(Final Draft International Standard)に対する関係国への理解活動など、ISO 化を円滑に進める対応を図り、本年度中の IS (国際規格) 発行を目指す。
- ・ worldsteel における長期的な鉄鋼プロセスからの抜本的な CO2 削減技術開発について議論する「CO2 ブレークスループログラム」及び欧州での同様の研究開発プロジェクトである ULCOS との技術交流等に積極的に協力する。
- ・ worldsteel が新たに開発した、高炉法・電炉法を区別せず、スクラップに対しても環境負荷を賦課する「end of life recycling」を基本とした、最新の環境負荷算出方法について、広範な周知に努める。また、新たな worldsteel 法に基づく鋼材 LCI データの試算を実施し、その結果を用いて鉄鋼材料の優位性を外部に発信する。

⑤ 革新的技術開発の推進

- ・ 地球温暖化問題をブレークスルーする上で重要な技術開発の一つである革新的製鉄プロセス (COURSE50) について、平成 24 年度にフェーズ 1・Step1 が最終年度を迎えることから、①高炉からの CO2 排出削減技術開発、②高炉ガスからの CO2 分離回収技術開発の最終目標に向けた到達度評価を行い、Step2 の研究開発に繋げる。特に水素還元技術開発については、本年 4～6 月に欧州で試験高炉操業実験を行うことにより、ラボ実験で得られた還元効率向上効果などの研究成果を評価する。また、平成 25 年度から開始するフェーズ 1・Step2 に向けて、フェーズ 2 の実証試験、その先の実高炉を見据えた総合的な計画検討を進めるとともに、本プロジェクトの進捗状況などについてメディア等への PR を積極的に推進する。

⑥ エネルギー関連税制への対応

- ・ 鉄鋼・コークスの製造に使用する石炭の原料用途免税については、平成 24 年度税制改正大綱において、「適用期限について、当分の間、延長する。」とされ、一定の前進がみられた。鉄鋼業界は従来より原料について諸外国と同様、「恒久免税化」にすべきと主張しており、「恒久免税化」の実現に向けて、引き続き、関係当局をはじめ、関係者への理解活動を行う。

⑦ 総合エネルギー統計、石油等消費動態統計等、エネルギー関連統計の見直し対応

- ・総合エネルギー統計、石油等消費動態統計等、エネルギー関連統計に関する各種協力要請に対して適宜対応するほか、見直しに際しては引き続き必要な意見具申を行う。

(2) 環境・技術関係

① 大気・水質等における有害物質の規制・法制化動向への対応

- ・平成 18 年 4 月に施行された改正大気汚染防止法による VOC 排出規制については、当連盟において自主行動計画を策定し、会員による自主的取組を推進した結果、目標である平成 12 年度比 30%削減を上回る約 57%削減を達成した。平成 24 年度は、国による VOC に関する施策の評価および今後の取組みを勘案し、今後の業界における取組みについて検討を行う。
- ・水質関係では、環境省において検討されている地下水汚染の効果的な未然防止対策の在り方について、関連情報の収集を図るとともに、日本経団連と連携し、適切な対策が進められるよう、適宜意見具申を行う。

② ダイオキシン類対策特別措置法への対応

- ・電気炉ならびに焼結機に関するダイオキシン類対策特別措置法対応については、平成 22 年度を目標年とする削減計画が設定されていたが、電気炉、焼結機ともに平成 22 年度実績において目標値である平成 15 年度実績値を下回った。現在、環境省にて次期削減計画が検討されているが、今後も現状維持に努めるような確かな業界対応を進める。

③ 有害大気汚染物質への対応

- ・有害大気汚染物質については、自主管理計画終了後も事業所単位での自主的な取組みが行われており、当連盟では自主管理計画で対象となっていたベンゼン等の 4 物質、「リスク低減指針値」にあげられている物質（特にニッケル化合物）に加え、今後、環境目標値の策定が行われる予定の物質（特にマンガン、クロム及び 3 価クロム化合物）について、P R T Rにより実態把握に努める。
- ・当該指針値が定められている物質のひとつである水銀については、国連において 2013 年までに水銀規制に関する条約を制定することとされ、水銀条約制定に向けた議論を行う第 4 回政府間交渉委員会が 2012 年 6 月に開催されることから、worldsteel における水銀条約対応の取組みに協力するとともに、関係省庁の動向を注視しつつ、適宜関係方面に意見具申を行う。

④ 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（P R T R 法）への対応

- ・P R T R法に基づく国への届出が適切に行われるよう、当連盟で作成している鉄鋼業 P R T R マニュアルの改訂について検討を行うとともに、会員各社の届出データの精度向上、鉄鋼業界全体の排出量等の把握を目的とし、個別事業所データの分析ならびに実態把握に努める。

⑤ REACHへの対応

- ・平成 20 年 6 月に本格運用が開始された欧州における新たな化学品規制である REACH をはじめ、わが国鉄鋼業に影響のある諸外国の環境関連規制の動向、運用状況等について必要な情報収集を行う。
- ・特に、REACH については、欧州向け間接輸出に関する鋼材の情報伝達ツールとして、製品含有化学物質の円滑な情報伝達等の仕組みの普及を図っているアーティクルマネジメント推進協議会の情報伝達ツールを活用することについて会員各社に周知を図る。

⑥ 国のヘキサクロロベンゼン、PCB等排出インベントリー推計への対応

- ・残留性有機汚染物質（POPs）に関するストックホルム条約における削減対象物質である HCB（ヘキサクロロベンゼン）、PCB（ポリ塩化ビフェニル）および PeCB（ペンタクロロベンゼン）については、環境省において排出量目録（インベントリー）作成のための実態調査および対策実施による排出削減効果の検証等が行われており、鉄鋼業では焼結炉、製鋼用電気炉が対象となっている。
- ・当連盟では、環境省における焼結炉、製鋼用電気炉の実測調査、排出削減に係る調査に協力するとともに、同省の非意図的生成の POPs 排出抑制対策調査検討会において、平成 24 年度に検討される予定の排出削減に係る行動計画について動向を注視しつつ、製鋼用電気炉および焼結機など鉄鋼関連設備に關し的確な業界対応を図る。

⑦ PCB問題への対応

- ・PCB 廃棄物の処理については、環境省の PCB 特措法施行後 10 年の施行状況点検に関する検討委員会において処理促進に関する検討が行われており、当連盟では、日本経団連からの要請に応じ、同検討委員会に参加し協力を行っている。
- ・平成 24 年度は、同検討会において処理促進方策の方向性について取りまとめが行われる予定であることから、日本経団連「PCB 対策WG」と協力し、合理的且つ適切な方向性となるよう、関係方面に意見具申等の働き掛けを行う。

⑧ 環境・防災問題への対応

- ・これまで会員各社における環境・防災に係わる管理の改善促進、類似事案の発生防止を目的とした対応を図ってきたが、引き続き、関係委員会とも連携し、環境交流会および防災交流会において対応活動の一層の強化を図る。
- ・環境・防災関連問題の再発防止に向け平成 19 年度に開設された専用会員サイトについて、会員各社における一層の活用を目指し、認知度の向上に努める。
- ・特に防災問題については、平成 23 年 11 月から年末にかけて、産業事故が連続して発生したことから、製造産業局より所管する各業界団体に対して、平成 23 年 12 月 13 日に「産業事故の防止策の強化に努めるよう要請文」が発信されたことを受け、製鉄所内での関連会社、請負会社を含めた再発防止施策について業界内で情報共有を行い、事故防止の徹底を図る。

⑨ 改正化学物質審査規制法への対応

- ・平成 21 年 5 月に公布された改正化学物質審査規制法では、既存化学物質も含めた包括的管理制度が導入され、平成 23 年度より既存化学物質を含むすべての化学物質について一定数量（1 トン）以上の製造・輸入を行った事業者に対して、製造・輸入数量等の年度毎の届出が義務付けられた。
- ・平成 24 年度は、昨年度に引き続き、会員各社における同法への的確な対応を支援するとともに、鉄鋼業に関連する届出物質の国による評価を踏まえ、必要に応じ、対応について検討を行う。

⑩ 産業廃棄物の新最終処分量目標への対応（自主行動計画の推進）

- ・鉄鋼業は、平成 22 年度にスラグ・ダスト・スラッジの最終処分量を 50 万トン程度に削減する自主行動計画を達成し、平成 27 年度に向けた経団連での新たな最終処分量の次期目標設定の動きを受け、平成 23 年度には「最終処分量を 40 万トン程度」とする次期目標を設定した。
- ・平成 24 年度はこの次期目標の達成に向けた取組みの着実な推進を図る。

⑪ 循環型社会の構築に向けたスラグ利用拡大に向けた活動

- ・鉄鋼スラグについては、近年、主たる需要分野である建設分野において需要が大きく減退し、十分に利用が進まない状況となっていることから、こうした状況を抜本的に改善し、将来に亘る安定した需要の創出と利用促進が図れる様、引き続き技術開発や公的認知活動に取り組むとともに、海域利用など新規の需要分野での開拓を目指す。
- ・副産物の利用促進のための法制度のあり方等について、廃棄物該当性の判断に関する環境省指針の徹底等について要望を行うべく、官民による検討の場を設けるよう関係省庁に働きかけを行う。
- ・鉄鋼スラグの新規需要拡大の観点から有望である海域利用については、その利用拡大を目指し、平成 23 年度から 3 年間をかけ、国プロ事業で開発した浚渫土質材（カルシア系改質材）の実用化に向けて、大阪府堺市堺浜にて実海域造成実験を行い、施工品質評価、施工能率評価、環境影響確認のためのモニタリングを実施する。加えて、海域用途向け鉄鋼スラグ製品の pH 等の評価・管理方法の検討を行うため、バッチ式基礎実験、大型水槽実験およびシミュレーションを連関して行い、実海域 pH を大よそ再現できる管理方法を構築する等、海域利用での促進に向けた環境整備に取り組む。

⑫ 資源循環・リサイクル技術の検討

- ・鉄鋼各社では、社会で発生する廃プラスチックや廃タイヤ等を受け入れ・有効活用しており、この面でも資源循環・地球温暖化対策に積極的に貢献している。このような実態を踏まえ、関係当局に対して、鉄鋼業のケミカルリサイクルへの正当な評価を求めるとともに、材料リサイクルを優先する容器包装リサイクルの入札制度の抜本的な見直しという課題解決のため、公平な入札制度の導入を目指して働きかけを行う。
- ・平成 25 年度に予定されている容器包装リサイクル法の改正に向け、審議会等での検討

が開始されることから、関係先に対して、収集対象物の拡大による総収集量の増加や、容器包装制度参加自治体の増加等に向け、廃プラスチック等の集荷体制の構築並びに循環型社会の構築へ向けた制度整備に関し提言を行う。

⑬ 特殊鋼環境委員会への対応

- ・ 各種環境問題に係る行政動向や各委員会での検討状況等について適宜、報告・説明し情報を共有化するとともに、必要に応じて特殊鋼業界としての意見・要望を集約し、関係方面に働きかけを行う等、的確な対応を図る。

⑭ LCA活動の推進

- ・ 鉄鋼ならびに他素材のLCAに関する情報等の収集、分析および検討を行うとともに、日本LCAフォーラムや worldsteel が推進しているLCAプロジェクト等のフォローアップを行い、鉄鋼製品がLCAの観点からも環境にやさしい製品である点について積極的なPR活動を実施する。
- ・ 国内外ではサプライチェーンを通じた組織や製品の温室効果ガス排出量等の環境負荷に関するルールづくりが活発化しており、鉄鋼業としても、LCAの考え方を取り入れた鉄鋼製品の使用段階でのCO₂等の排出削減効果の適正な評価を求めていく。また、worldsteel が平成23年に開発した新たなLCIデータの試算手法-スクラップのend of life recycling-を織り込んだ環境負荷算出方法の周知に努めるとともに、同手法に基づく鋼材LCIデータの試算を実施し、その結果を用いて鉄鋼材料の優位性を対外的に発信する。

⑮ 原子力発電施設解体に伴うスクラップ再利用問題への対応

- ・ 「原子力発電施設解体に伴うスクラップ再利用問題」に関して、平成17年に法制化されたクリアランス制度が社会に定着するまでの間、電気事業者が実施するとしている自主的運用措置について、合意された基本的枠組みに基づき、クリアランス金属の再生加工処理が適切に行われるよう所要の協力を行う。

⑯ 品質管理に向けた取組み

- ・ 平成21年度に見直した「品質保証体制強化に向けたガイドライン」に則った各社内の体制整備と品質保証に関する意識の周知徹底を図るとともに、業界内で発生した事案の報告体制の構築と当該情報の共有化等により、品質保証体制の更なる整備強化を図る。

3. 国内外の鉄鋼需給動向調査関係

世界経済はその先行きについて不透明さを払拭できない状況が続いている。国内およびアジア地域を中心とした海外主要国のマクロ経済や鉄鋼需給動向に関する情報を迅速に収集・調査・分析し、会員への正確かつタイムリーな情報提供に努める。

(1) 国内の鉄鋼需給動向調査

- ・ 国内外の経済情勢並びに需要産業界の動向を適確に把握するとともに、国内の鉄鋼業の動向について以下の諸事業を中心に、生産、出荷、在庫、輸出入、実消費等の面から調査・分析を行い、会員への迅速・適確な関連情報の提供を行う。
 - ① 鉄鋼需要構造の変化に関する調査
 - ② 一般経済・鉄鋼需要産業・鉄鋼需給に関する至近の動向調査と報告書（月例・四半期）の作成
 - ③ 2013 年度鉄鋼需要見通し調査
 - ④ 世界鉄鋼協会提出用の 2012、2013 年の鉄鋼需要見通し調査
 - ⑤ 四半期別鉄鋼需要調査
 - ⑥ 平成 23 年度普通鋼鋼材消費パターン作成
 - ⑦ 「鉄鋼需給説明会」（東京、大阪、名古屋）の開催と業界内外への情報発信
 - ⑧ 一般経済および鉄鋼需要分析のための各種統計、資料の収集・整備

(2) 海外の鉄鋼需給動向調査

- ・ 主要国の経済や鉄鋼需給情勢、鉄鋼貿易動向、設備増強計画、鉄鋼政策等に関する情報を迅速に収集・分析し、以下の諸事業を中心に会員へのタイムリーな情報提供を図る。とりわけアジアについては、中国鉄鋼業の情報収集・分析を引き続き強化するとともに、中国・韓国・台湾ミルの海外展開動向を注視しつつ、アジア市場の分析を深化させる。
 - ① 主要国の経済・鉄鋼需給動向に関する月例報告等の作成
 - ② 中国鉄鋼業に関する分析報告書の作成
 - ③ 各国主要ミルの海外展開、能力増強、業界再編動向に関する調査
 - ④ 海外現地調査の実施と報告書の作成
 - ⑤ 世界各国の鉄鋼輸入関税率等に関する調査
- ・ 会員向けに新たに「海外鉄鋼情報サイト（仮称）」を開設し、アジアを中心とした海外情報提供サービスの拡充を図るとともに、多岐に亘る海外鉄鋼関連情報を会員がワンストップで容易に入手できる仕組みを構築する。

4. 通商問題、国際協力関係

アジア市場を中心に、通商問題への適切な対応を図るとともに、二国間鉄鋼対話等を通じて、通商摩擦の未然防止に努める。更に、アジアでの情報収集と通商問題対応を効果的・効率的に行いような事業推進のあり方に関する検討を継続する。また、わが国への不公正な鋼材貿易について対応の必要性が生じた場合には、関係当局との連携の下、迅速な対応がとれるよう、情報収集の精度向上等に努める。

(1) 通商問題等への対応

- ・ 鉄鋼製品を巡る保護主義の動きが再び広がりを見せるなか、日本政府や現地関係者等と連携しつつ、通商問題の早期解決に努め、健全な自由貿易体制の確立に向けた取組みを継続していく。また、日本政府が主催する二国間鉄鋼対話に積極的に参画し、相手国関係者と

の理解促進を図り、通商摩擦の未然防止に努める。

- ・ 自由貿易の更なる推進に向け、T P P 協議への参画や日中韓 F T A の推進等に関する日本政府の取組みを積極的に支援していく。また、既存の E P A についても、締結後の一般見直しにおいて、より自由度が高く、利用しやすい協定となるよう、政府に対する働きかけを行う。
- ・ 平成 23 年度に実施したアジア対応強化に係るニーズ並びに事業推進の方向性調査の結果を踏まえ、現地対応強化を図るべく、現地事務所設立の必要性を含め、具体的な対応策について更なる検討を進める。

① 通商摩擦問題への対応

- ・ 日本政府、現地関係者と連携した個別通商問題への対処
- ・ 法律事務所を通じた通商問題全般に関する情報収集（中国、アジア主要 10 か国、米国、EU）
- ・ 韓国、台湾、ASEAN 等における鉄鋼通商関連情報の収集

② 日欧、日韓、日中、日台、日泰、日尼の二国間鉄鋼対話の継続実施

③ 日本政府が推進する二国間 E P A 交渉や、T P P、日中韓 F T A 等の広域経済連携協定参画に向けた政府への支援

④ 発効済み E P A 協定に関する運用上の問題の解決および技術協力の遂行

⑤ アジア等での現地対応強化に向けた具体的対応策の検討

⑥ WTO、OECD など国際機関における鉄鋼関連検討状況の把握

(2) 国際協力および東南アジア鉄鋼協会（SEAISI）への対応

- ・ 日本は平成 21 年末をもって同協会賛助国から離脱したが、平成 24 年度についても、必要に応じた協力を実施する。

(3) わが国向けの不公正な鉄鋼輸出への対応に向けた活動

- ・ 近隣諸国での鉄鋼生産能力増や急激な円高の進展等により、わが国への鋼材輸入は増勢が続いている。不公正な輸入に対して適切な対応をとることが出来るよう、わが国への鋼材輸出に対する継続的な数量、価格等のモニタリングの継続とその精度向上並びに不当廉売関税等の課税申請を行う場合の実務研究を進め、必要の際には関係当局との綿密な連携の下、迅速な対応を行う。

(4) 海外事務所

- ・ 北京事務所では、新たな 5 カ年計画を始動した中国鉄鋼業の動向把握と貿易問題への対応を主体に、下記業務を推進する。

① 中国関連機関との交流・情報収集

② 需給動向・貿易・通商問題等に関する情報収集

③ 日中鉄鋼対話など 2 国間交流への支援

④ 現地連絡会の開催

⑤ 政府出先機関等への最新情報の提供

5. 法規・財務関係

上記1. (3)に掲げた「適切な経済運営、新成長戦略実現に関する取組み」の一環として、わが国製造業の競争基盤の強化に資する産業支援策の拡充に向けた提言を取りまとめるとともに、税制抜本改革、企業会計制度の見直し等の動向について情報収集を行い、必要に応じて意見具申等を行う。

(1) 「社会保障・税一体改革」への対応

- ・平成 25 年度税制改正において、生産活動を最大限発揮できる環境の整備に向けて、法人実効税率の主要国並みへの引き下げ及び固定資産税のあり方、租税特別措置等の法人税制の適正な改正について、日本経団連等とも連携し、意見発信、要望活動を行う。
- ・政府が取りまとめた「社会保障・税一体改革素案」が新たな企業負担につながらないように、議論の動向について情報収集に努め、必要に応じて日本経団連等と連携し、意見発信、要望活動を行う。

(2) 企業会計制度見直しへの対応

- ・わが国上場企業への国際会計基準の強制適用については、国内外における状況変化を踏まえ当初の平成 27 年開始を見送り、会計基準がもたらす影響等についてさらに議論を深めることとなった。製造業への影響が懸念される単独財務諸表への国際会計基準の導入等の議論の動向を注視しつつ、必要に応じ日本経団連等とも連携し、提言、意見具申を行う。

(3) 経営基盤の整備を巡る法制面の環境整備

- ・経済活動のグローバル化が進展するなか、企業は経営資源の効率化を図り、国際競争力を高めるべく経営基盤の強化を進めている。法制面において、こうした活動を妨げるような事象があれば、日本経団連等とも連携して意見表明等、環境整備に向けた働きかけを行う。

(4) その他

- ・以下の情報について取りまとめを行う。
 - ①平成 23 年度の会員会社収益状況の取りまとめ
 - ②平成 23 年度の会員会社の租税負担状況ならびに租税特別措置等の利用状況取りまとめ

6. 鉄鋼原料の安定確保に向けた業界横断的な取り組みの積極的推進

原料の寡占供給体制が継続する中で、世界の鉄鋼需要は一層増加することが見込まれており、わが国鉄鋼業にとって、原料の安定供給の必要性は、今後一層増大すると見込まれる。こうした状況を踏まえ、これまでの個社単位を中心とした対応に加え、行政対応を中心とした業界横断的な取り組みを一層積極的に推進する。

(1) 原料権益確保のための各種制度の改善働きかけ

- ・石油天然ガス・金属鉱物資源機構（JOGMEC）の「資産買取出資制度」等公的金融機関における原料権益確保のための各種制度について、融資規模の拡大・所要の事務業務の簡

素化等一段の制度的改善に向けて働きかける。

(2) 鉄鉱石先物市場の動向把握調査の実施

- ・鉄鉱石を取り巻く調達環境には、先物市場化の動きが見られる。こうした動きは、調達価格を大きく変動させる要因となり、弊害が大きいとの認識から、平成 22 年度に鉄鉱石先物市場の現状並びにリスク分析、各国の法整備動向を調査した。前回調査から一年経過しており、鉄鉱石先物市場の追跡調査し、その弊害等につき内外の所要機関の理解を得るべく意見発信を行う。

7. 物流関係

国際海上輸送に関しては、大型船舶に対応した港湾機能の充実化を図り、国際競争力を保持する政策実施が進められつつあり、鉄鉱粉の効率的で安全な輸送を確保する国際検討が進められている。また、国内輸送においては、輸送に係わるエネルギー消費量の低減と関連業務の更なる効率化・合理化、モーダルシフトの推進等、鋼材輸送業務においても一層の効率化が求められている。係る状況を踏まえ、所要機関に対し、機会を得て意見発信を行う。

(1) 外航輸送

- ・平成 23 年 5 月、国土交通省・国際バルク戦略港湾検討委員会は、鉄鉱石を含むバルク貨物を扱う国際拠点港を選定し、鉄鉱石対象港に「木更津港」と「水島港・福山港」の 2 港が選定された。今後、選定港の戦略港湾としての整備を早期に実現するため、国交省関係者との検討会を立ち上げ、政府の規制緩和、予算措置等の具体的政策の着実な推進を求め、港湾管理者及び関係業界と連携して要望活動等を展開する。
- ・国際海事機関（IMO）では、鉄鉱粉の液状化が原因と見られる事故報告を受け、鉄鉱粉を液状化貨物として取り扱うことに関し審議が継続されている。一方、鉄鋼各社は、当該貨物が液状化したとの事例を確認しておらず、円滑な運送への影響懸念から、日本海事協会・日本船主協会と共同して、液状化に係る評価法の開発研究を継続実施し、日本意見の取りまとめ・提案を行う。

(2) 陸上輸送

- ・鋼材の陸上輸送における規制緩和実現には、現行の付与条件に代わる代替措置、安全担保措置等の提案が当連盟に求められており、当該課題解決に向け全日本トラック協会との共同検討を継続実施し、提言取りまとめに努め、関係方面への意見発信を行う。
- ・また、経済産業省と国土交通省が共管する「モーダルシフト等推進官民検討会」において、鉄道・海運の利用推進に向けた中間とりまとめに参画してきた。平成 24 年度も鉄鋼業界に係わる省エネ、モーダルシフトの推進等に関する検討会議が開催された際には積極的に意見具申を行う。

(3) 内航輸送

- ・鉄鋼業界において内航輸送は、鋼材一次輸送の太宗を占める重要な輸送手段であること

から、なお一層の活性化、効率化を図り、より使い勝手の良い物流モードとなるよう、あらゆる機会を通じて行政等関係機関に意見発信を行う。

- ・内航海運総連合会との間で定期開催している鉄鋼内航輸送協議会を継続し、船舶の新造船への代替促進・船員の高齢化等構造的課題について意見交換を行う。

(4) アジア型マイマイガ（AGM）に係る検疫規制等への対応

- ・平成 24 年度より、米国・カナダ・メキシコ検疫当局（NAPPO、北米植物検疫機構）は、アジア型マイマイガ（Asian Gypsy Moth, 略称 AGM）の域内侵入を防止する目的で、日本を含む発生リスクの高い指定港から入・出港する船舶に対し、事前に AGM 不在証明を求める規制を本格運用する。今次の改定による影響を注視し、問題が生じた際の対応を図る。

(5) 鉄鋼包括保険

- ・独立行政法人日本貿易保険との間に「貿易一般保険包括保険（鋼材）の特約」を締結し、鉄鋼包括保険制度の円滑な運用に努める。

8. 市場開発関係

東日本大震災の教訓を踏まえ、災害に強く環境に優しい社会基盤づくりに寄与する市場開拓活動として、鋼構造の技術・工法に関する提案活動、PR・普及活動を積極的に推進する。併せて、津波・長周期地震動対策等の新たな技術課題について研究を進め、将来の基準化・法制化を見据えた調査研究に取り組む。

具体的には、各種調査・研究、普及促進等にかかわる活動を次のとおり実施する。

(1) 災害に強い国土構造への再構築への対応

① 提案活動

- ・東海・東南海・南海地震等の大規模な地震の発生が予測される中で、地震や津波、また大型台風による水害等に対し、自然災害に強い国土づくり・社会基盤整備が求められている。こうした状況下、防災・減災に対応し、環境性能にも優れた高性能鋼材並びに鋼構造の技術・工法を活用した提案・普及活動を全国的に推進する。

② 研究活動

- ・第Ⅲ期鋼構造研究・教育助成事業の中間評価を踏まえ、津波・長周期地震動対策等の新たな技術的課題について研究を進めるとともに、基準化・法制化に向けた取り組みを強化する。建築分野では、「長周期地震動に対する鉄骨造建物の安全性検証方法」、「耐津波安全設計技術」の確立等を、土木分野では、「大規模津波に対して粘り強い鋼構造防波堤」、「河川堤防の補強」等の研究を実施する。
- ・国が進める津波防災地域づくりに対応して、「津波避難ビル等ガイドライン」改訂に当たり、鋼構造の設計例作成に協力するとともに、同ガイドラインの手引きを鉄連として独自に作成する等、鋼構造の普及に向けた基準化・法制化への取り組みを強化する。

(2) 老朽化が進む社会基盤ストックの更新に合わせた鉄化推進

- ・ 今後、各種社会基盤の老朽化が進むなか、震災の教訓を活かし、橋梁、港湾構造物、建築の各分野において、社会基盤ストックの更新に合わせて「新構造システム建築物」の普及等、上記(1)①提案活動と連動して鉄化推進を進める。

① 橋梁

- ・ 今後経年劣化が進む鋼橋について、安心・安全の確保の観点から、架け替えの促進とともに、補修・予防保全等による延命化や機能向上等に資する取り組みを進め、鋼橋建設拡大に向けた提案活動を展開する。特に、合理化橋梁・耐候性鋼の普及拡大の活動を継続して実施する。

② 土木

- ・ 高度成長期に大量建設された港湾他土木構造物の劣化問題や新設港湾構造物の長期供用化への対応ニーズを踏まえて、これまで検討を重ねてきた港湾構造物の LCCM (Life Cycle Cost Management) を可能とする汎用的な技術の確立とともに、更新に合わせた鉄化推進についての検討を実施する。

③ 建築

- ・ 建築物の老朽化が進む都市の再生のための基盤づくりに向けて、防災性、長期耐用性、可変対応、環境性能、等に優れた「新構造システム建築物」(府省連携プロジェクト)の普及促進に取り組む。
- ・ また、学校施設の複合利用化等、社会ニーズの多様化に即して、鉄骨造建築物の特徴・利点を踏まえた提案・普及活動に取り組む。

(3) 環境に優しい建設用鋼材に関する理解推進活動と環境対策技術開発の推進

① 建設用鋼材の環境PR活動

- ・ 公共事業の入札制度やグリーン購入法において LCA 手法導入に向けた検討が進められる中で、高炉・電炉法のリサイクル連携や高機能鋼材による環境負荷低減等、鋼材の優れた環境性能に関する LCA 評価の確立に向けて取り組む。
- ・ また、環境に優しい建設用鋼材の普及促進のため、施主等に対する環境 PR 活動の一環として「グリーン・スチール・セミナー」の開催のほか、国際共同研究への参画等にも取り組む。

② 環境負荷低減に資する工法開発

- ・ 国土交通省住宅・建築関連先導技術開発助成事業「鉄骨造建築物の安全性向上に資する新自動溶接技術の開発」として、日本鋼構造協会、全国鐵構工業協会、AW検定協議会、日本ロボット工業会などと共同で、25 度狭開先ロボット溶接技術を開発し浸透拡大を図ることで、建築鉄骨の大部分を占めるコラム-H構造の信頼性・安全性をより高めると同時に、溶接エネルギー、資材、シールドガスを削減し環境負荷の低減を図る溶接工

法の確立とその普及促進に取り組む。

(4) アジア諸国における鋼構造普及に向けた活動の展開

① 鋼構造の基準化・法制化推進のための調査

- ・ アジア諸国における鋼構造の普及促進活動として、ベトナム、インドネシアなどで「東南アジア鋼構造建設セミナー」等を通じ一定の成果を挙げてきた。昨今の経済発展、EPA の進展等による大きな状況変化を踏まえ、これまで活動の対象としてこなかったカンボジア・タイ等について、現地調査を進め、わが国鉄鋼業の高品質・高性能な鋼材やその利用技術の効果的な普及に向けた今後の活動方策を検討する。

② 海外 PR 活動

- ・ 東南アジアにおける鋼構造普及に向けて、海外向け英文技術情報誌「Steel Construction Today & Tomorrow」誌の誌面刷新を実施し、アジア諸国の現地 4 か国語翻訳と併せ、PR 活動の充実を図り、幅広く展開する。

(5) 新しい鋼材・利用技術開発活動と利用技術の整備

- ・ 新しい鋼材およびその利用技術の研究開発を進め、その利用技術の整備に取り組む。主な研究内容は次の通りである。
 - ① 国が進める津波防災地域づくりに対応した「津波避難ビル等ガイドライン」改訂に当たっての「鋼構造の設計例」作成に協力するとともに、同ガイドラインの手引きを鉄連として独自に作成
 - ② ESW 部脆性的破断防止技術の研究
 - ③ 建築構造用鋼材の高温特性の明確化、鋼材規格体系と耐火設計法の確立の研究
 - ④ 港湾鋼構造物の腐食・防食に関する研究

(6) 共通基盤整備

- ・ 共通基盤整備の調査研究・開発活動を「産・官・学」の連携により実施し、建築分野における建築基準法・ガイドライン・指針等への反映を、土木分野における道路橋示方書・港湾基準等への反映を行う。実施にあたっては、鋼構造研究・教育助成事業を活用しつつ推進する。

(7) 普及促進・教育啓蒙活動

- ・ 業界内外の講習会・シンポジウム等の開催を通じ、鋼構造の有用性等の PR を実施する。また、新鋼材およびその利用技術開発等の普及促進・教育啓蒙活動を、様々な手法により内外において展開する。

① 「鋼構造研究・教育助成事業」の推進

- ・ 鋼構造に関する研究の活性化と健全な普及促進を目的に、鋼構造及びその周辺技術に関わる研究者への研究・教育助成の実施
- ・ 建築・土木部門共催で、平成 23 年度給付対象者（公募）による研究発表会の開催

② 建築分野の普及促進活動

- ・ 大学・高専の建築学科学生等を対象に、フィールドスタディ（製鉄所や建設関連現場の見学会）の開催
- ・ 建築構造用鋼材の研究成果報告会の開催
- ・ 優れた鋼構造の作品を写真等で紹介する鉄骨建築技術 PR 誌の「スチールデザイン」の編集・発行

③ 土木・橋梁分野の普及促進活動

- ・ 土木鋼構造シンポジウム（土木分野の研究成果の発表）の開催
- ・ 国土交通省等が主催する技術発表会への参加による土木用鋼材のPR
- ・ 土木分野を学ぶ学生を対象とした製鉄所見学会の開催
- ・ 全国の若手土木鋼構造研究者との交流活動の開催

④ 造船分野の普及促進活動

- ・ 国際的な耐食鋼の認知活動の展開
- ・ 造船用鋼材の技術課題の検討

⑤ スチール缶の普及促進活動

(8) 建材薄板技術・普及委員会関係

- ・ 金属屋根壁に関する技術課題の検討並びに普及活動のため、下記の活動を展開する。
 - ① 「塗装鋼板3規格」におけるサイクル腐食試験等に関するデータの整備
 - ② 環境問題・省エネルギー等の技術的課題への対応
 - ③ 不燃材の大臣認定に関する自主管理業務
 - ④ 金属屋根等の利用技術・普及の推進
 - ⑤ 公共建築工事標準仕様書改訂への対応
 - ⑥ その他
 - ・ 国土交通省等行政への対応
 - ・ 建築関連団体等の関係委員会への委員派遣
 - ・ 広報誌「ファインスチール」の発行
 - ・ 技術情報交換会の開催
 - ・ 統計関連集計業務の継続

9. 特殊鋼関係

特殊鋼の需給状況の把握を適切に行い、諸課題への取組みを進めるとともに、特殊鋼会を開催し情報の共有化を図る。

(1) 特殊鋼需給関係

- ・ 特殊鋼業の諸問題や研究課題について、現状の把握や対応策の検討等の取組みを行う。特に、需要の構造的な変化などについて関連情報の収集に努める。

(2) 特殊鋼会関係

- ・ 特殊鋼会を定期（四半期毎）または必要により随時開催し、内外経済および特殊鋼業の動向について認識の共有を図る。

10. 労働関係

労働関係では、現在、政府において、年金支給開始年齢の引上げに伴う高年齢者の雇用確保策、有期労働契約のあり方の見直し、労働安全衛生法、年金・医療をはじめとした社会保障制度改革などについて、法制改正に向けた検討が進められている。

こうした労働・社会保障政策を巡る諸動向に注視し、会員各社の円滑な対応に資するべく、情報収集・提供に努めるとともに、必要に応じて関係機関への意見具申を行う。

安全関係では、平成 23 年度に重大（死亡）災害が頻発した事態の改善に向けて、「安全衛生推進本部」を活動基盤とし、重大災害の撲滅を最重点課題として、労働災害防止対策について業界を挙げて徹底して推進する。

(1) 労働関係法制への対応

- ・ 希望者全員の 65 歳までの雇用確保策として、現行継続雇用制度における対象者基準の廃止を主要内容とした高年齢者雇用安定法の改正に係わる検討が進められている。また、有期契約労働者の雇用の安定や公正な処遇等を確保することを目的として、労働契約法の改正に係わる検討も進められている。

これらの法改正に関連して、情報の収集と会員各社への情報提供を行うとともに、必要に応じて会員各社の対応・施策について情報共有化を図り、円滑な適用を図る。

(2) 社会保障制度改革への対応

- ・ 政府では、年金・医療をはじめとした社会保障と税の一体改革に関する検討が進められている。社会保障制度改革により、企業負担の増加も懸念されることから、その動向の把握に努め、会員各社への情報提供を行うとともに、必要に応じて日本経団連などと連携し、関係機関等への意見具申などの対応を図る。

(3) 各種調査・研究、情報・意見交換

- ・ 労政施策検討の一助とするため、以下の調査・研究を実施するとともに、鉄鋼労働政策連絡会等の場を通じて、適宜、情報・意見交換を行う。

また、今年度は 2 年サイクルの春季労使交渉の基本年度に当たるため、賃金等主要労働条件について、各社の交渉・妥結状況の集約を行う。

- ① 各種労働統計（賃金、雇用、福利厚生）の整備
- ② 処遇面等（賃金・一時金制度、年金制度、退職金制度等）
- ③ 労働時間管理と健康障害防止対策の徹底
- ④ 雇用施策（高齢者雇用、障害者雇用等）
- ⑤ 職業能力開発、技能伝承等
- ⑥ ワーク・ライフ・バランス施策（労働時間の見直し、育児・介護休業制度、子育て支

援施策等)

(4) 安全管理体制の徹底と安全水準向上に向けた取組み

- ・ 重大災害の撲滅に向けて、徹底した事故の分析、対策の情報共有化を図るとともに、請負工事・非常作業に関する国の安全管理指針等に基づいた対策の見直しを行い、平成19年にまとめた「重大災害防止対策」と合わせて、全国大会、業態別・地域別分科会等を通じて、会員各事業所に周知徹底を図る。
また、足場からの人の墜落・物の落下防止に効果があるとされる「手すり先行工法」による足場の設置に関して、普及を促進する。
- ・ 業界の安全衛生水準の向上に向けて、以下の事項について、協力会社も含めた業界一丸となった活動を組織的かつ計画的に推進する。
 - ① 若年者災害防止に資する研修・教育プログラムの開発
 - ② 効果的な災害対策事例の収集と会員サイトを用いた事例による知見の活用促進
 - ③ 鉄鋼版労働安全衛生マネジメントシステムの普及促進
 - ④ 安全管理者研修会、衛生管理者研修会の実施による人材育成（安全衛生推進事業）
 - ⑤ 災害防止に向けた多面的な分析による災害情報の有効活用
 - ⑥ 鉄鋼版新型インフルエンザ対策ガイドラインの見直し
 - ⑦ 「鉄鋼安全管理者の実務」、「衛生スタッフ実務マニュアル」の普及
 - ⑧ 労働安全衛生関係法令の改正に係る対応
 - ⑨ 東日本大震災に係る安全衛生関連の情報共有化
 - ⑩ 夏季安全衛生研修会、全国安全衛生大会、地域別分科会の開催による情報交流（安全衛生推進事業）
 - ⑪ その他（他産業における先進的な安全対策事例の活用、メンタルヘルス対策の検討、IT活用のフォローアップ等）

(5) 能力開発への取組み

- ・ 鉄鋼各社では、ベテラン労働者が大量に定年を迎える中、人材の確保とともに高年齢層の活用、若年労働者の育成、製造現場での技能伝承等、人材力の向上・強化に取り組んでいる。こうした取組みに応え、引き続き厚生労働省「卓越した技能者（現代の名工）」表彰者の推薦、黄綬褒章受賞者（業務に精励し衆民の模範である方）の推薦のほか、産業技術短期大学、各社職業訓練校の優秀卒業生の表彰を行う。

11. IE・JK関係（プロジェクト事業）

原料輸送から製造、製品物流に至る各段階の業務を更に効率化し、鉄鋼業の国際競争力を一層強化するため、その中核となる人材の育成に資する次の活動を、会員各社および関連会社関係者による自主運営により推進する。

(1) IE (Industrial Engineering) 活動

- ・ 会員各社のIE部門およびシステム部門の関係者を対象に、業務改善・効率化等に関する

各社共通あるいは個別課題の解決に向けた一助とすべく、改善事例の発表や情報交換、他業界の I E 活動の状況調査等を実施するため、I E ・システム事例研究会を年 2 回開催する。

(2) JK (自主管理) 活動

- ・鉄鋼業全般および傘下各社での JK 活動の維持・向上を目的に、「JK 発表大会」、「JK 研修セミナー」を開催し、各社における職場の合理化・効率化の取り組み成果・知見を共有する。

12. 統計関係

(1) 東アジア地区と中心とした統計情報収集の推進

- ・東アジア地域の鉄鋼需給を迅速かつ的確に把握することが一段と重要になっていることを踏まえ、平成 15 年以降、当連盟と中国鋼鉄工業協会ならびに韓国鉄鋼協会との間で推進している日中、日韓の鉄鋼統計交流を引き続き推進する。
- ・これまでの交流により、日中韓の間で、鉄鋼統計制度の仕組みや運用実態、鋼材品種区分等の相違点等についての相互理解が進んでいるが、引き続き統計の活用方法等について情報交換を進め、データの相互交換についても検討を行う。
- ・その他のアジア各国の統計情報についても有効活用を図るべく、情報収集・整理を進める。

(2) 在庫傾向調査の実用化

- ・本調査は、在庫動向の早期把握を目的に業界自主統計として、メーカー・商社 26 社（メーカー 16 社・商社 10 社）を対象会社に、調査品目を熱延薄板類、冷延薄板類、亜鉛めっき鋼板、H 形鋼等の 9 品目に限定した内容で、平成 16 年 6 月から試行しているが、平成 24 年度は本格運用への移行へ向けた評価・検討を行う。

(3) 承認統計に係る集計受託事業の継続実施（受託事業）

- ・当連盟では、平成 14 年 1 月以降、経済産業省鉄鋼課より、承認統計である「鉄鋼需給月報」、「鉄鋼生産内訳月報」について、調査票の回収、集計、結果の取りまとめ等の業務を受託しているが、平成 24 年度についても継続実施する。

(4) 国際鉄鋼諸機関への統計協力

- ・世界鉄鋼協会、東南アジア鉄鋼協会等の統計委員会からの統計資料提供要請に対し、随時、協力していく。

(5) その他

- ・以下に掲げる事項について適切に対処する。
 - ① 2017 年 HS コード改訂に向けた検討
 - ② 所管官庁の統計品目見直し等に関する検討
 - ③ 業界自主統計見直しに関する検討

- ④ 日本経団連等諸機関からの統計関連の諮問に対する検討・答申
- ⑤ 内外鉄鋼関連団体との連携ならびに情報交換
- ⑥ 生産・需給・受注・貿易統計等の統計書の作成、提供（出版事業：鉄鋼統計要覧、鉄鋼需給統計月報、鉄鋼地域別用途別受注統計）
- ⑦ 海外主要国の鉄鋼貿易統計の収集・統計データの作成・提供
- ⑧ 統計の整備・見直し・電子化の推進

13. 電子商取引関係

鉄鋼流通情報化委員会／鉄鋼EDIセンターでは、鋼材流通に関する業務の効率化・簡素化を目的に、鉄鋼EDI標準の開発、維持管理ならびに標準化に関する各種調査・研究を実施している。平成24年度は、既存標準の維持管理に加え、輸出取引への適用に向けた鉄鋼EDI標準の拡張や新技術の調査・研究、業界外のEDI標準化の動向把握等、以下の事業を推進する。

(1) 輸出取引への適用に向けた鉄鋼EDI標準の拡張

- ・ 海外鉄鋼市場の拡大・競争激化を踏まえ、国際競争力強化の一環として、海外需要家へのサービス向上に資するため、輸出取引向けの鉄鋼EDI標準の拡張・整備を推進する。

(2) 鉄鋼流通の効率化の検討

- ・ 2次元バーコードや電子タグ等の新たな現品識別技術について、海外での適用事例を含めて、引き続き調査・研究を進める。

(3) 業界外のEDI標準化の動向把握

- ・ 他業界や国際的なEDI標準化の動向把握に努める。特に、国連傘下で進められようとしているアジアを中心とした国・地域間での相互運用性や業際性を備えたビジネスインフラ推進の動きを注視し、必要に応じて鉄鋼EDI標準への反映等を検討する。

(4) 「鉄鋼EDI標準」の維持・管理

- ・ 企業間で電子商取引を実施する際の鉄鋼業界の標準である「鉄鋼EDI標準」に関し、業界で標準化した各種コードの維持ならびに発番・管理業務を実施する。

(5) 標準企業コードの登録・管理

- ・ 「鉄鋼EDI標準」に基づく電子商取引の実施に際しては、「標準企業コード」の取得が必要となっており、その発番・管理業務を通じて、引き続き鉄鋼業界の業界コードセンターとしての役割を果たす。

14. 情報管理関係

会員サービスの基盤となる事務局内ネットワークの更新・維持管理、セキュリティの向上に努め、会員向け情報提供業務の充実化の促進、情報授受の迅速化を図るとともに、鉄連事務局業務の効率化を推進する。

(1) 事務局内ネットワーク基盤の更新・維持管理

- ・事務局内ネットワークについて適切に維持管理し、適宜、所要の更新を進めることにより、耐障害性を高め、会員サービスレベルの維持・向上を図る。
- ・また、昨秋来、サイバー攻撃等で社会問題化しているネットワークセキュリティについても、引き続き最新情報の収集に努め、所要の強化策を実施する。

(2) IT技術に係る動向調査

- ・急速に進展・変化するIT技術の動向を注視し、会員向け情報提供業務の充実化、事務局業務の効率化に資する新技術等について、引き続き適用可能性の調査等を進める。

15. 広報関係

平成18年度から「社会的認知度向上」活動として推進している「ものづくり教育」、「採用活動支援」の活動の内容を充実させるほか、鉄鋼業界の動向や諸課題への取組み状況・成果等について、記者会見、プレスリリース、ウェブサイト、メールマガジン、パンフレットなど各種媒体を用いてわかり易く、タイムリーに情報発信を行う。

(1) 鉄鋼業の社会的認知度アップを目的とした活動

① ものづくり教育活動

- ・将来の鉄鋼業を担う人材となる小学生ならびに小学校教諭を対象に以下の活動を展開し、鉄鋼ならびに鉄鋼業に対する理解促進を図る。
 - 教育現場とのつながりの強化に向けて、小学校教諭を対象とした製鉄所見学会を拡充する。特に理系出身の教諭を対象とした見学会については、理科的な内容を組み入れ参加者の拡大を図る。
 - 全国および各地区の小学校社会科の理事会・総会・研修会・研究大会等の機会を捉えたPR活動を拡充し、小学校社会科副教材「ハツラツ鉄学」および教諭用ガイドブックを授業で利用する学校の拡大を図る。
 - 全国の小学校を対象に小学校理科副教材「ワクワク鉄学」の授業での利用拡大を図るとともに、教育現場のニーズに基づく提案を踏まえて、平成25年度版の改訂を念頭においた検討を行う。
 - 理科実験教室「鉄の不思議教室」の充実化、科学技術館鉄鋼展示室「鉄の丸公園1丁目」ワークショップの新実験・工作プログラムの開発、他博物館と連携したワークショップの「出張教室」、「たたら製鉄体験イベント」等の実施により、多くの子供たちに直接ものづくりの楽しさと素材としての鉄の面白さを伝える。

② 採用活動支援活動

- ・平成26年卒業予定の大学生・大学院生を対象とした鉄鋼業界PR活動の内容をより費用対効果の高いものに見直して以下の活動を実施し、鉄鋼業の産業としての魅力をアピールすることにより、鉄鋼業への就職を志向する学生の増加を図る。
 - 就活関連ウェブサイトの活用（リクナビ/マイナビ鉄鋼業界特集及びポータルサイ

トのバナー掲出)

- 採用ポスター掲出（大学内、交通広告など）

③ 情報発信

- ・ 定例会長記者会見、各種プレスリリース等を通じて、マスコミ、オピニオンリーダー、有識者等に向けて、鉄鋼業界が抱える諸課題に関する業界の意見、要望について積極的に情報発信を行うことにより、業界の立場や考え方についての理解促進を図るべく、広報活動を機動的に進める。また、日本鉄鋼業の現況に関する正しい知識と理解の促進を目的としたPRパンフレット「日本の鉄鋼業・2012年版」を刊行する。

(2) 対米広報活動

- ・ 米国の需要業界等に対し、日本鉄鋼業に関する的確な理解促進を図る目的で、当連盟の対米広報窓口であるニューヨーク J S I C (Japan Steel Information Center) を通じて広報活動を継続して実施する。
- ・ 現地で起用している広報エージェントならびに米国顧問弁護士との連携を強化し、広報活動を一層効果的に行うための検討を進める。

(3) ホームページの拡充と有効活用

- ・ 鉄鋼業の社会的認知度向上の一環として、小・中・高・大学の各学生や教諭、さらにこれまで鉄鋼業に関心を持たなかった一般の人々を対象に、鉄鋼業に興味を持ってもらえるような多種多様なコンテンツを掲載する。また、各種プレスリリース及びトピックスとして鉄鋼業界の活動内容の紹介を行うとともに、メールマガジンの配信を通じて、より多くの方々のサイトへのアクセスを促し、鉄鋼業界への理解促進、イメージアップを図る。

(4) キャンペーン、シンポジウム等の実施

- ・ 下記分野において、各種キャンペーン、シンポジウムの実施を検討する。
 - 環境省主催のエコライフ・フェア（6月）への出展を通じ、鉄鋼業界の環境・省エネ対策への取組みをPRし、鉄鋼業界のイメージアップを図る。
 - 鉄鋼需要の拡大を図るべく、鉄鋼の市場開発事業等のPRを積極的に展開する。

(5) クリーン・コール・デーの運営協力

- ・ (財)石炭エネルギーセンター(JCOAL)が主催するクリーン・コール・デー(石炭の日：9月5日)の記念行事に協力し、石炭の重要性およびクリーンな利用についての理解、啓蒙活動を通じて、鉄鋼業のイメージアップを図る。

(6) ライブラリー関係

- ・ 業界を代表する鉄鋼情報センターとして、鉄鋼に関連する内外の諸資料の収集、整備に努め、会員および一般の方々への資料情報の提供を推進する。また、鉄鋼ならびに鉄鋼需要業界等に関するビデオ・DVDを無料で貸出する「映像ライブラリー」事業を、内容の充実

を図りながら継続する。

16. 標準化センター

製造者及びユーザーの要求に基づいて、鉄鉱石、鋼材、試験検査、取引などの規格活動を迅速に実施するとともに、国際標準化活動にも積極的に取り組む。

(1) 規格の開発および改善

① J I Sの制改正

- ・平成24年度は、総計79件のJ I Sの見直しを実施する。38件については確認（継続）とし、18件は制定、22件は改正を進め40件の規格原案（最終原稿）を作成する。特に重要な案件は以下の通り。
 - 「亜鉛-アルミニウム-マグネシウム合金めっき鋼板及び鋼帯」の新規格の制定
 - エネルギー関連の「低温圧力容器用ニッケル鋼鋼板」規格に新しい7%Ni鋼を追加改正する。
 - 「ピアノ線材」で、使用者の省工程が可能となるインラインパティンチング材に対する規定を追加設定し改正する。

② I S O規格の制改正

- ・平成24年度は、総計95件のI S O規格の見直しを実施する。特に当連盟が主導するI S O規格開発案件について早期実現に向けた活動を行う。特に重要な案件は以下の通り。
 - ぶりきのI S O規格改正化
平成22年にISO/TC17(鋼)/SC9を日本が再設立し幹事国（議長・幹事）となった。平成23年から規格の検討を開始しており、平成24年もドイツで討議を予定している。
 - 鉄鋼分野のエネルギー消費量（CO₂排出量）測定方法のI S O規格化
国及び鉄鋼業界が推進する当該規格化を進める。日本（鉄鋼連盟）が幹事国を担当。
 - 構造用鋼規格の全面改正
日本及び米国が中心となり、汎用鋼である構造用鋼について、J I S及び各国規格を共存させた適切なI S O改正（6規格）を進める。

③ A S T M規格

- ・米国世界貿易センタービル崩壊に関連し、耐火鋼の試験方法がA S T Mに規定された。建築及び鋼材関係者からの依頼により、米国を支援して耐火鋼の規格化支援して規格を制定する。

(2) 受託事業－I S O規格の適正化

- ・平成24年度は12件の鉄鋼関連I S O規格について、対応するJ I Sの優れた内容、または日本の技術を取り入れる活動を行う。内容は、ぶりき関連規格の改正、鉄鉱石-ロットの水分決定方法、他を予定している。

(3) I S O幹事国業務

- ・平成23年度は、継続の5件に加え、新規に担当することとなったISO/TC17(鋼)/SC9(ぶりき及びぶりき原板)を加えた6件のI S O委員会について幹事国業務を行う。

- ① ISO/TC17 (鋼)
- ② ISO/TC17/SC1 (鋼材の分析方法)
- ③ ISO/TC102 (鉄鉱石および還元鉄)
- ④ ISO/TC102/SC1 (サンプリング)
- ⑤ ISO/TC67/SC5 (油井管)
- ⑥ ISO/TC17/SC9 (ぶりき及びぶりき原板。日本が幹事国を担当し再創設)

(4) 鉄鋼分析用組成標準物質

- ・ 現在340種を販売・貸し出ししており、日本国内、アジア、欧米、豪州など世界中で使用されている。

平成24年度は、29品種の標準物質を新たに製作し、12品種の販売を開始する。

17. 日本鉄鋼連盟の運営に係わる諸課題への対応

(1) 会員・会費制度の見直し

- ・ 平成 23 年度はこれまで検討WG等で指摘された現行の会員・会費制度に関する問題点整理に基づいて、制度見直しに向けた課題の洗い出しを行った。平成 24 年度はこれらの検証結果を踏まえ、新制度の成案作りに取り組む。

(2) 鉄連事務局における法令遵守の徹底化

- ・ 平成 23 年度においてはコンプライアンス体制整備検討WGにおいて、連盟における競争法コンプライアンス管理体制の強化に向けて、「会合の運営」、「統計情報の収集・管理・提供活動」について、競争法遵守の観点から問題となり得る事項の洗い出しと改善等について検討を行い、ルールの規定化を図った。平成 24 年度は本WGにおいて取りまとめを行う「競争法コンプライアンス規程」に基づいて諸活動が適正に実施・遂行されるよう、法務教育等を通じて事務局職員への周知徹底を図り、競争法遵守の強化・徹底を図る。
- ・ 事務局における業務の適正を確保するため、平成 23 年度は局内規程類の見直し・制定等を行い内部統制の強化を図った。平成 24 年度においても、関連法規遵守の徹底化に向けて、内部統制機能の一層の強化に努める。

18. 地区関連データの整備

本部において、各地区別の鉄鋼関連動向、一般経済、需要産業の活動状況に関する統計の収集・整備を行い、統計資料として取りまとめ地区会員等の参考に供する。

19. その他

(1) 鉄鋼産業懇談会

- ・ 経済産業省製造産業局が主催する鉄鋼産業懇談会の事務局業務を実施し、各種統計の収集や調査への協力を行う。

(2) 全国小棒懇談会

- ・ 鉄鋼メーカーと商社で構成される全国小棒懇談会の事務局業務を実施し、各種統計の収集や調査への協力を行う。

以 上